

平成25年度第1回岡山県環境審議会水質部会 議事概要

1 日時

平成26年2月18日(火) 10:00～11:00

2 場所

三光荘 パブリゾン (岡山市中区古京町1-7-36)

3 出席者

委員6名

4 議事要旨

- (1) 審議事項 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について(諮問)
審議の結果、原案のとおり承認され、付帯意見をつけて部会の答申とすることとされた。

(委員)

地点によっては年1回のみ測定する項目があるが、その場合の測定時期の考え方はどうか。

(事務局)

年間を通じて適切な時期ということで、基本的に春又は秋頃に行うこととしている。

(委員)

健康項目の測定回数の効率化について、過去10年間不検出又は環境基準未満であることを理由としているが、それ以前の検出状況はどうであったか。

(事務局)

公共用水域で健康項目が検出されたことはほとんどない。過去に、海域の水島港区では有機塩素系の物質が検出されたことがあるが、そういった地点については、回数を増やして重点的な測定を実施している。

(委員)

児島湖の下層DO及び全有機炭素の測定を終了するとのことであり、公の値としてのデータの蓄積がなくなることが心配であるがいかがか。

(事務局)

今回、環境基準項目として追加された直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)について測定を開始することから、環境省から平成25年度までの期間で測定の依頼があった要測定指標について、岡山市としては測定を終了するとのことであった。しかしながら、児島湖の下層DO等については、児島湖の水質の実態を把握する有用な項目であるので、平成27年度以降の測定について、岡山市にお願いしていきたいと考えている。

(委員)

要測定指標については、水生生物保全の観点から非常に重要なデータであり、平成27年度以降の測定について検討をお願いする。

(委員)

地下水の継続監視調査で測定終了する理由として、周辺井戸での地下水の飲用がないこととしているが、地下水の飲用がないことについて、どのような形で調べているか。

(事務局)

水道が供給されていることが前提であるが、市町村において、ヒアリングや飲用指導を実施している。

(委員)

L A S が水生生物保全環境基準項目に追加されたのは、水生生物への悪影響が明らかになったからか。

(事務局)

水生生物への生育影響などの毒性に関する知見や、全国的な公共用水域での検出状況を踏まえて、今回追加されたものである。

(委員)

水生生物に対する影響は、最近まで注目されていなかったものか。

(事務局)

これまでは、有害物質や栄養塩に関係する項目について基準の設定がなされてきたが、平成 15 年頃から水生生物の保全についても重視されるようになり、水生生物の保全に係る項目についても基準が設定されてきている。

(委員)

補足すると、かつてアルキルベンゼンスルホン酸 (A B S) が洗剤の主成分であったが、毒性が高いと言うことで L A S に転換が進んだ。L A S は A B S に比べるとかなり安全だが、使用量が多く指定されたと思われる。

(委員)

地下水の継続監視調査の終了地点について、ひ素の自然由来による汚染原因は沖積層によるものか。

(事務局)

ひ素は、岡山県内でも自然由来で検出されることがあり、その原因としては、周辺の鉱山や沖積層によるものと考えられる。

(委員長)

先程意見に挙げた、児島湖の下層 D O 及び全有機炭素の測定については、平成 27 年度以降の測定再開を要望するということで、付帯意見をつけることとしたい。

(2) その他 水環境の保全に係る環境省の動向等について

(委員)

瀬戸内海環境保全基本計画の期間を設けるとのことだが、何年間隔を予定しているか。

(事務局)

他の計画をみると5年で見直ししているものが多い。本計画は過去の変更では、昭和54年に策定された後、平成6年に一部変更、その後平成12年に変更がされているが、10年は長いので、おそらく5年ごとの見直しになると思われる。

(委員)

水生生物の類型指定図案について、備讃瀬戸の帯状のAタイプの部分を特A類型にするように国に要望することは賛成である。ここは、山陽女子高校の地歴部が海ごみの調査をしており、国際的な賞も受賞しているところである。

(委員)

水生生物の生物A類型と生物特A類型について、それぞれ指定されるとどうなるのか。

(事務局)

生物A類型と生物特A類型の違いは、水生生物の産卵場や幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域が生物特A類型になり、生物A類型よりも厳しい基準がかかる。類型指定された水域で環境基準を超えるようなことがあれば、行政として何らかの対策を講じる必要はあるが、現時点での測定データをみると、生物特A類型の基準と比較しても、基準は達成している状況である。

(委員)

生物A類型と生物特A類型の区分について、水深や底質などの環境面からの分類の仕方はどうか。

(事務局)

国の判断基準によると、沿岸域については、藻場・干潟がある部分については生物特Aとし、それが点在しているところは、可能な範囲で一括して生物特Aとなる。沖合については、底質の状況が、砂泥質や砂質であるところは、基本的には水深30mまでが生物特Aとなる。国が示している備讃瀬戸における類型指定図案では、帯状の部分が、浅場ではあるが底質の状況が泥質ということで、生物特Aでなく生物Aとされている。ここについては、過去の水産試験場の調査等でも水生生物の生息状況は良好であり、また、環境基準点が生物特Aと生物Aの境界付近に存在し、水質管理上混乱を生じるおそれがあることから、特A類型に指定をお願いしているところである。